

青色申告を始めてみませんか？

「青色申告」は、日々の取引を所定の方法により記帳し、その帳簿に基づいて正しい申告をすることで、税金の面でいろいろ有利な特典を受けることができる制度です。

※青色申告の人は、原則として正規の簿記の原則（一般的には複式簿記）により記帳を行わなければなりません。が、簡易な帳簿（(1)現金出納帳、(2)売掛帳、(3)買掛帳、(4)経費帳、(5)固定資産台帳）で記帳してもよいことになっています。

青色申告の主な特典

1. 青色申告特別控除

不動産所得や事業所得等があり、青色申告をしている人で、正規の簿記の原則（一般的には複式簿記を言います。）により記帳している人については、一定の要件の下で最高65万円を差し引くことができます。

また、簡易な帳簿による記帳であっても、最高10万円の青色申告特別控除の適用を受けることができます。

※現金主義による所得計算の特例の適用を受けている場合は、65万円の青色申告特別控除の適用を受けることができません。（最高10万円の青色申告特別控除の適用は可能です。）

2. 青色事業専従者給与の必要経費算入

青色申告をしている人が、事業主と生計が同じである配偶者や15歳以上の親族で、その事業に専ら従事している人に支払う給与については、仕事の内容や従事の程度等に照らして適正な金額である場合には、その支払った金額を必要経費に算入することができます。

※この特典を受けるためには、「青色事業専従者給与に関する届出書」を玉名税務署に提出する必要があります。

3. 純損失の繰越しと繰戻し

青色申告をしている人は、事業から生じた純損失の金額を、翌年以後3年間にわたって、順次各年分の所得から差し引くことができます。（純損失の繰越し）

また、前年も青色申告をしている場合は、純損失の繰越しに代えて、その損失額を前年分の所得に繰戻して控除し、前年分の所得税の還付を受けることもできます。（純損失の繰戻し）

青色申告をするためには

青色申告をするためには、青色申告をしようとする年の3月15日までに、「所得税の青色申告承認申請書」に必要な事項を記載して、玉名税務署に提出する必要があります。

※新たに開業された人は、原則として開業の日から2か月以内に提出してください。

※「所得税の青色申告承認申請書」などの申請や届出の様式は、国税庁ホームページからダウンロードできます。なお、税務署にも用意されています。

問い合わせ先 玉名税務署 ☎0968・72・2125 ※自動音声案内

町立病院からのお知らせ

今年もインフルエンザの季節がやってきましたが、皆さんもう予防注射はお済みですか？今回はインフルエンザについてお話ししたいと思います。

風邪症状を引き起こすウイルスはいくつかありますが、その中でインフルエンザウイルスは高熱、関節痛、筋肉痛など強い全身症状を引き起こし、抵抗力が低下している患者さんでは重症化して死に至ることもあります。また感染力が強いため学校や家庭で容易に広がりがやすいのが特徴です。そのためワクチン接種が奨励されています。

<インフルエンザワクチン>

ワクチンを注射しておく、体の中にインフルエンザに対する抗体（抵抗力）が作られます。インフルエンザウイルスが体に入ってきてすぐ反応し、抗体がウイルスをやっつけてくれるので、症状が出ないうちにウイルスが消えてしまいます。抗体がないとウイルスが入ってきて体の中で増殖した後にやっと抗体ができるので、5～7日くらい症状が続いてしまいます。ワクチンの効果は注射後2週間から5ヶ月程度と言われています。

<インフルエンザにかかってしまったら>

病院で検査を受け、インフルエンザかどうか調べます。普通は鼻の奥の粘液をふき取り、その中にウイルスがあるかどうか調べます。数分で結果は判ります。

治療には抗ウイルス薬を使用します。タミフルは内服薬でリレンザやイナビルは吸入薬です。最近点滴注射も出ています。抗ウイルス薬でウイルスを殺すことはできませんが、増殖を抑えますので症状が軽減され期間も短くなります。以前タミフルで異常行動を起こして子供さんが亡くなった事が話題になりました。その後の調査でタミフル以外の抗ウイルス薬を使用した人や薬を全く使わなかった人にも異常行動が起きていたことが判りました。異常行動を起こすのは4～5才から18才までくらいの若年者です。若年者にはタミフル以外の薬を処方することが多いのですが、薬を使ってもいなくても発症後2～3日は子供さんの状態を注意して見ていてください。

熱が高いときは解熱剤を処方します。ある種の解熱剤を使用した場合脳炎を発症しやすくなるので、一般的にアセトアミノフェンという解熱剤を使用します。熱が高くなるのは体がウイルスと戦っている証拠で、高い方が体にとって有利に働きます。熱が高くてもあまりきつくなかったら解熱剤を使用する必要はありません。

抗ウイルス剤を服用しても、実際にウイルスをやっつけるのは自分自身の抵抗力です。十分に栄養を摂り、睡眠も取ってください。高齢者は脱水になりやすいので点滴を行うことはありますが、点滴にはあまり栄養はありません。栄養補助食品や栄養ドリンクを飲むのも良いでしょう。

<インフルエンザの予防>

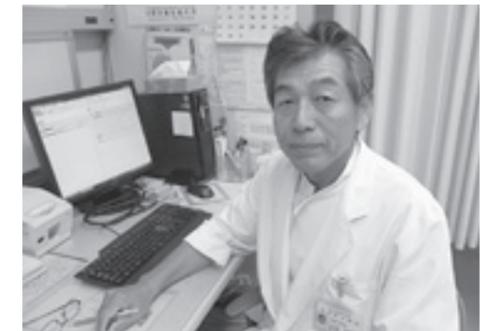
インフルエンザに罹ると薬を飲んでもしばらくはとてきまじい。やはり罹らないのが一番良いでしょう。ワクチンを注射していても完全に予防できるわけではありません。運悪く発症することもありますのでやはり予防は必要です。

簡単にできて効果が高いのは帰宅後のうがいと手洗いです。うがいはうがい薬を使う必要はなく水道水でかまいません。喉のウイルスを減少させ乾燥を防ぎます。それよりも大事なのは手洗いです。石鹸を使ってよく手を洗ってください。インフルエンザだけでなく腸炎を引き起こすウイルスも無くすることができます。

マスクも良いですが普通に売ってあるマスクではウイルスを防御する事はできません。口や鼻が乾燥すると感染しやすくなるので、乾燥を防ぐと言う意味では効果があります。マスクはインフルエンザに罹った人がするのが一番効果的です。咳をすると4～5メートル先までウイルスをまき散らします。インフルエンザに罹ったらできるだけ外出を避け、家の中でも家族に移らないようマスクをしましょう。

そのほか家の中が乾燥しないように加湿器を使用する、いつも暖かくしておく、睡眠不足、過労を避けるなどがあります。

冬はインフルエンザだけでなく、他の病気も発生しやすくなっています。ここに書いた予防策は他の病気の予防にも役立ちます。皆さん体に注意して寒い冬を乗り切ってください。



和水町病院事業管理者(病院長) 志垣 信行